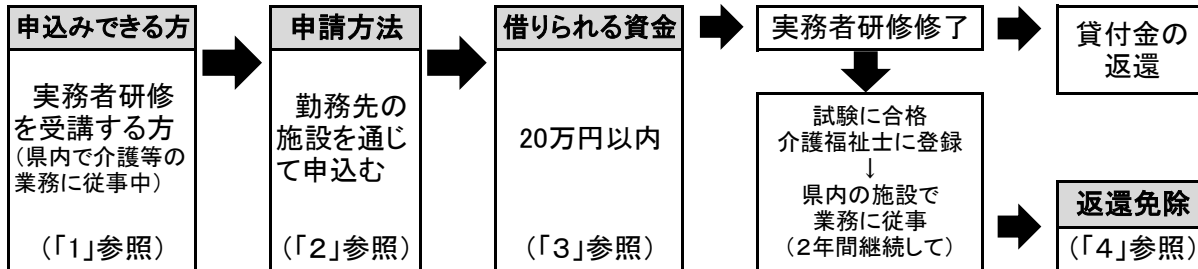


介護福祉士

実務者研修受講資金貸付のご案内

— 資格を取得して、和歌山県内の施設で2年間継続して従事すると、貸付金の返還は免除です。—



介護福祉士実務者研修を受講するための資金を貸し付ける制度です。
 実務者研修を修了後、介護福祉士として、和歌山県内の社会福祉施設などで介護等の業務(以下「対象業務」という。)に、2年間継続して従事した場合、返還が免除されます。

1 貸付けの対象となる方

次の①～③のいずれにも該当する方

- ① 実務者研修を受講し、研修修了後、和歌山県内で介護福祉士として対象業務に従事する意思がある方（※借入申込みの時点で、既に実務者研修を修了している場合は対象外です。）
- ② 次のアからウまでのいずれかに該当する方
 - ア 和歌山県内に住民登録をしている方
 - イ 和歌山県内の実務者養成施設の学生
 - ウ 実務者養成施設で研修を受講する前年度に和歌山県内に住民登録していた方
- ③ 和歌山県内の施設・事業所で介護業務に従事している方

2 借入申込手続き

介護業務に従事している施設・事業所を通じて申し込んでください。（当該施設等の長の推薦が必要です。）

<令和7年度募集内容>

	募集期間	対 象
第1期	4月21日～5月30日	①4月1日時点で受講中 または ②申込時点で受講が決定している方
第2期	7月1日～8月29日	①7月1日時点で受講中 または ②申込時点で受講が決定している方
第3期	10月1日～11月28日	①10月1日時点で受講中 または ②申込時点で受講が決定している方
第4期	令和8年 1月5日～2月27日	①1月1日時点で受講中 または ②申込時点で受講が決定している方

※ 「募集期間」は、施設・事業所を通じて県社協に書類を提出する期間であり、締切(必着)です。

施設・事業所には、別途施設・事業所が定める期日までに提出してください。

※ 貸付審査等がありますので、すべての方に貸付けを行えるわけではありません。

3 貸付限度額

200,000円 以内(一回限り)

4 返還免除

(1) 次のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

① 実務者研修修了の日から1年以内に介護福祉士として登録

- ※ ただし、介護福祉士国家試験に合格できなかった場合等であって、次年度の国家試験を受験して合格する意思がある場合は「国家試験に合格した日から1年以内」が期限となります。
- ※ 実務者研修を修了した日において介護業務に従事する期間が3年に達していない場合は、「介護業務に従事する期間が3年に達した日から1年以内」が期限となります。

② 和歌山県内の社会福祉施設などで介護の業務に2年間継続して従事

- ※ 対象業務は、昭和63年2月12日付け社第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務です。
- ※ 従事期間は、介護福祉士の登録日と対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から算定します。
- ※ 「2年間」は、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務従事期間が360日以上とします。
- ※ 対象業務への従事期間は継続している必要があります。
退職等により、対象業務に従事できない期間が生じる場合は、退職前に必ずご相談ください。

(2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
 - ② 実務者研修を修了した日(その時点で介護業務の実務経験が3年に達していない場合は、当該実務経験が3年に達した日)から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または和歌山県内において介護福祉士として対象業務に従事しなかったとき
 - ③ 和歌山県内において介護福祉士として対象業務に従事する意思がなくなったとき
 - ④ 対象業務外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において対象業務に従事できなくなったとき
- ※ 実務者研修を修了せず受講を辞めた場合や、継続して従事する期間が2年に満たないで退職する場合は返還となります。

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年3%)がかかります。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の資格取得及び就労継続を支援する熱意を有すること。
- ・ 個人が連帯保証人となる場合、日本国籍を有する者または永住者であること、かつ独立の生計を営み、返還債務を負担することができる資力を有すること。
- ・ 法人が連帯保証人となる場合、返還債務を負担することができる資力を有すること。
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること。
- ・ 要件を満たさないと本会が判断した場合、別途、連帯保証人を求める場合があります。

6 借入申込みに必要な書類

以下の書類を、封筒に入れて、勤務先の施設・事業所に提出してください。

申込者	1	借入申込書(様式1-2)	※法人が連帯保証人となる場合、様式1-2-②
	2	同意書(様式2)	
	3	実務者研修受講予定証明書(様式5)	
	4	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)	
	5	所得証明書(借入申込者が属する世帯の生計中心者のもの)	※源泉徴収票不可
連帯保証人		(個人が連帯保証人となる場合)	(法人が連帯保証人となる場合)
	6	同意書(様式2)	同意書(様式2-②)
	7	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要) ※1	登記事項証明書
	8	所得証明書 ※源泉徴収票不可	直近2か年の決算書(貸借対照表、収支決算書)の写し

※1 外国籍の方は、在留資格、期間及び満了日が記載された住民票を提出してください。

※2 これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班 TEL 073-435-5223

〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階

ホームページ <https://www.wakayama-wel.jp/>